

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望事項

本市の地域医療体制は、大変脆弱であり、現在は、医療従事者の努力により、何とか市民の生命が守られている状況となっております。また、市民も、市中感染者の発現により、学校等の突然の休校等に対応せざるを得ない状況に見舞われるなど、常に不安に苛まれている状況にあります。加えて、市内の様々な業種・業態の中小企業・小規模事業者が大幅な売上減少などにより大打撃を受け、地域経済が疲弊しており、今後、連鎖的に倒産や解雇などが生じる可能性が強く懸念されております。

このような中、国においては、4月7日に発令された緊急事態宣言及び緊急経済対策の閣議決定について、今後、同対策を一日でも早く発動させるためには、官民が一体となった取組みが必要不可欠であることは言うまでもありません。

本市は、東日本大震災や令和元年東日本台風等からの復旧・復興の途上で再び大きな危機に見舞われておりますが、感染症の拡大が収束した後も見据えつつ、感染拡大防止及び地域医療の確保、地域経済等の面から、市民の命を守ることを最優先とし、国・県等と連携しながら、あらゆる取組みを市民との共創により進めてまいりますので、以下の事項について、特段のご配慮をいただくよう、強く要望いたします。

### 【医療提供体制の整備】

- 1 医療崩壊を絶対に起こさないことを最優先として対策にあたること。そのため、国民に対し、正確かつ迅速に分かりやすい情報提供に努めるとともに、地域ごとに偏在性のある医療提供体制（医療従事者の増員確保、物品の購入、入院病床の確保、軽症者の療養場所の確保など）については、国県が一体となって、強い指導力のもと、総合的に調整を図ること。
- 2 医療現場で使用するマスクや消毒液、使い捨てのガウンやエプロン、グローブ等の衛生用品のほか、クリーンパーテーション等の安定確保に向けた体制づくりや必要な医療機関への優先供給を実施すること。
- 3 感染症患者への適切な医療提供を確保するため、本市医療センターに呼吸器内科の常勤医を派遣すること。
- 4 本市医療センター職員に一定程度罹患者が生じた場合、地域医療の維持確保を図るため、医師や看護師等を派遣する仕組みを構築すること。
- 5 本市医療センターにおける感染症患者等の受入れについて、感染症病床数を超えて対応する場合、他の患者への感染やスタッフの確保を考慮し、一般病棟の受入れを制限することから、当該制限分の空床補償を行うこと。

また、入院・外来を問わず、感染症患者等の受入れに当たっては、掃除や除菌の実施等通常の診療以上の経費が発生することから、当該経費の補填を行うこと。

さらに、感染拡大による一般医療機関の入院受け入れに対する運営費の補助、入院患者を受け入れるために確保した病床の空床補償に係る補償を行うこと。

- 6 医師の判断により保険診療でPCR検査を実施した場合、DPC導入病院でも、その検査料が出来高で算定できるよう、措置を講じること。もしくは、その場合においても「行政検査」扱いとし、公費負担とすること。
- 7 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談業務について、相談件数が急増していることから、県内すべての保健所で業務の効率化が図れるよう、帰国者・接触者相談センターや一般相談業務について、民間活用などにより県内全域をカバーするコールセンターを整備すること。

### **【生活・事業・雇用への対応】**

- 1 緊急経済対策に係る補正予算を速やかに成立させること。加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）が創設されたところであるが、上限を設けることなく、予備費の活用や追加の補正予算も含めて弾力的に対応することなどにより、自治体が行き届く感染症対策に関連する経費については、そのすべてを国が措置すること。
- 2 臨時給付金については、一日も早く市民の元へ届けることが必要であり、現在、総務省において、収入要件や手続きの簡素化などについて検討が進められているが、市民・自治体の負担を極限まで軽減した制度設計を行うとともに、速やかに、その情報を分かりやすく発信すること。
- 3 新規採用者の雇止めや従業員的大量解雇、企業倒産など、国内では各事業者への影響が深刻となっていることから、今般の経済対策の一日も早い実行に加え、これに留まることなく、第二弾・第三弾と続く対策について、早急にとりまとめること。